

令和5年度 会計年度任用職員募集要綱

中部広域市町村圏事務組合では、「会計年度任用職員」として働きたいという方を募集します。意欲・興味のある方は下記の内容をご確認の上、ご応募ください。

1 応募資格

下記の(1)～(3)いずれにも該当しないことを確認の上、ご応募ください。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 中部広域市町村圏事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成、またはこれに加入した者

2 服務に関すること

任用期間中は地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法「以下、法」第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（法第35条）
- (5) 政治的行為の制限等（法第36条）
- (6) 争議行為の禁止（法第37条）
- (7) 営利企業への従事等の制限（法第38条）※ただし、要件を満たせば従事することができる場合があります。

3 募集職種・人数及び勤務条件等

※内容については別紙（パートタイム会計年度任用職員 募集職種、職務内容及び勤務条件等一覧表）参照

4 任用期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日（予定）

5 募集期間

令和5年2月8日（水）～

※任用決定次第、募集を終了する場合があります。予めご了承ください。

6 申込についての留意事項

- (1) 履歴書等の提出について
 - ・会計年度任用職員申込書兼履歴書(本要綱様式)

※ウェブサイトからダウンロードしてください。当組合窓口でも配布しております。

- (2) (1) の履歴書等に記載した、業務に関する資格・免許等の写し
- (3) 応募に際しては、別紙の勤務条件等をよくご確認の上、お申込みください。
- (4) 受付時間は平日の9時～17時（ただし12時～13時の間を除く）です。
担当係へ提出してください。※郵送可

7 選考方法

書類審査及び面接審査

※書類審査の後、対象者に対し面接審査のご案内をいたします。

8 任用が決定した際の提出書類

- (1) 健康診断書（週29時間以上かつ1年以上の勤務見込み者のみ）
※所定の様式はありません。
- (2) 住民票（マイナンバーの記載が無いもの）
- (3) マイナンバーが確認できるもの（通知カードの写しなど）
- (4) 普通運転免許書の写し（両面）
- (5) 宣誓書（指定様式あり）

9 その他

- ・提出された申込書は返却いたしません。
- ・提出された申込書については、中部広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の任用に関する書類審査及び面接、任用手続きに必要な範囲で利用します。
- ・申し込みや面接等で偽りがあった場合や応募資格がない等が判明した場合、任用を取り消すことがありますのでご注意ください。
- ・任用については、各係で必要な業務が発生し、雇用が必要な場合に行われますので、申し込み後すぐに働いていただけるとは限りません。また、希望職種の申込者が多数の場合や勤務条件が合わないなどの理由で任用されない場合、面接連絡がないこともありますので予めご了承ください。

令和5年度会計年度任用職員 勤務条件一覧

任用期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日までの必要な期間（1会計年度内） ※4月から翌年3月迄ですが、短期で募集する場合があります。 （注）翌年度も職が設定され、従前の勤務成績等が良好であることなどの要件を満たす場合、再度任用される可能性があります。
休暇	年次有給休暇：任用期間及び週の勤務日数に応じて付与。 （初年度6ヵ月超え勤務は10日付与） その他有給休暇：病気休暇、夏季休暇、忌引休暇、産前産後休暇等 無給休暇：育児時間、子の看護等 ※任用期間及び週の勤務日数に応じて付与の休暇があります
休日	土日祝日、慰霊の日、年末年始 （注）勤務場所・職種により異なる場合があります。
報酬	正職員の給料表を基に職種・職務内容により報酬額を設定しています。 ※同職種の勤務経験がある場合は、経験加算を考慮
手当等	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当：距離や週の勤務日数に応じ支給。月額（週5日勤務）2,300円～片道2km未満や徒歩、送迎、乗合通勤の場合は対象外 ・期末手当：パートタイム（年2.45月） 6月・12月支給 ※初年度は支給率が異なります。 ※週勤務15時間30分以上勤務者は支給対象 ・経験加算：再度任用時に前年度の任用期間1年以上で加算対象。上限あり ・時間外・休日手当等：規定に基づき支給 ・退職手当：フルタイム勤務者が対象
給与等の支給日	毎月末日締め、翌月10日払い（時間外手当等一部は翌々月払い） ※支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給
社会保険	健康保険・厚生年金（任用期間が2ヵ月を超えて任用される場合に適用）
雇用保険	要件を満たす場合に加入（週20時間以上及び31日以上任用の場合が適用）
兼業について	原則禁止ですが、パートタイム勤務者は可。ただし、兼業に関し別途許可申請が必要です。（必ず許可されるものではありません）